

平成29年第17回大山町教育委員会

招集年月日 平成29年12月26日(火) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	伊澤百子	2番	林原浩子	3番	湊谷紀子
5番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町保育の必要性の認定基準に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案第2号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成30年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
11月 21日	火	西部地区市町村教育長連絡協議会(日南町役場)
22日	水	山口県和木町、岩国市視察研修(～23日まで)
24日	金	被害者支援ネットワーク会議(琴浦大山警察署)、緊急不登校対策委員会
26日	日	平成29年後期区長会(保健福祉センターなわ)
12月 2日	土	庄内保育所発表会、大山保育所発表会
3日	日	片木アルミニウム杯青少年育成剣道大会(大山中学校体育館)
4日	月	森の国伊澤社長寄付金贈呈式
5日	火	西部町村就学支援委員会(西部総合事務所)
6日	水	管理職会議、六長合同会議、メディアから子どもを守る実践会議
7日	木	大山町議会12月定例会本会議(諸般の報告、議案の提案理由説明)
8日	金	大山町文化祭反省会(本庁第2会議室)、西伯郡学校保健委員会
9日	土	大山きゃらぼく保育園発表会、中山みどりの森保育園発表会、青少年育成大山町民会議研修会(名和中学校ランチルーム)
11日	月	西部町村教育委員研修会役員会(名和公民館第3会議室)、子育ての旅
12日	火	襄陽郡視察団来町(13日中山みどりの森保育園視察)、指定管理選定委員会
14日	木	大山町議会12月定例会本会議(～15日:一般質問)
16日	土	名和さくらの丘保育園発表会
17日	日	大山町人権・同和教育推進大会(保健福祉センターなわ)
19日	火	平成29年度末人事異動に係る校長ヒアリング
20日	水	大山町議会12月定例会本会議(質疑、討論、採決)、臨時管理職会
26日	火	定例教育委員会、大山町小・中連携学力向上推進事業成果報告会

今 後 の 予 定

28日	木	仕事納め式
29日	金	年末・年始休業日(～1月3日)

1月 3日(水) 大山町成人式(保健福祉センターなわ)

1月 4日(木) 仕事始め式

議案第 1 号

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則の一部を改正する規則について

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年大山町規則第6号)の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 提出

大山町教育委員会教育長

鷲見 寛幸

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則の一部を改正する規則

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年大山町規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合は、当該移動条を当該移動後条に改め、移動後条に対応する移動条が存在しない場合は、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
(支給認定の有効期間) 第6条 法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもに係る支給認定の有効期間は、子ども・子育て支援法施行規則第8条(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)に規定するもののほか、次のとおりとする。 (1) 保護者が第3条第11号の事由に該当するとき 当該育児休業に係る小学校就学前子ども以外の子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間と育児休業の対象とな	新設

る子どもの出産後1年を経過する日の属する年度の末日までのいずれか短い期間

(2) 保護者が第3条第12号の事由に該当するとき 当該小学校就学前子どもが小学校の就学の始期に達する日までの期間を上限として、町長が保護者の事情を勘案して定める期間

2 法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもに係る支給認定の有効期間は、施行規則第8条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 保護者が第3条第11号の事由に該当するとき 当該育児休業に係る小学校就学前子ども以外の子どもの満3歳に達する日の前日までの期間と育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する年度の末日までのいずれか短い期間

(2) 保護者が第3条第12号の事由に該当するとき 当該小学校就学前保護者が満3歳に達するまでの期間を上限として、町長が保護者の事情を勘案して定める期間

(優先保育)

第7条 (略)

(優先保育)

第6条 (略)

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

議案第2号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成29年12月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 4件 (詳細別紙) 認定件数 件